

第 2 0 1 9 0 0 2 8 5 1 0 8 号  
令 和 2 年 2 月 7 日

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会長 }  
公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部長 } 様

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課長  
( 公 印 省 略 )

津波災害警戒区域の指定に伴う重要事項説明の実施について (通知)

この度、令和2年2月7日付けで津波防災地域づくりに関する法律 (平成23年法律第123号) 第53条の規定に基づき、下記市町村において、別添のとおり津波災害警戒区域が指定されました。

宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の土地、建物の取引を行う場合は、宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第35条の規定に基づき重要事項説明を行うことが義務づけられておりますので、指定区域内の土地、建物の取引を行う際には適切に重要事項説明を行われるよう貴会員に周知をお願いします。

#### 記

1 指定対象市町村  
境港市

2 その他

指定区域 (図面) の詳細及び津波災害警戒区域の概要については、鳥取県河川課のホームページ等をご参照ください

< 県河川課ホームページ URL >

<https://www.pref.tottori.lg.jp/269397.htm>

担当：管理担当 福田  
(電 話) 0857-26-7411  
(ファクシミリ) 0857-26-8113

令和2年2月7日付鳥取県公報第9174号へ